

市政記者クラブ 様

財政局税務部税制課 (定額減税補足給付金担当)

担当 : 野崎 TEL : 052-972-2331

令和 6 年度定額減税補足給付金 (調整給付) について

国の総合経済対策に基づき、定額減税の対象であるが、定額減税しきれないと見込まれる方へ下記のとおり支給いたします。

記

1 支給対象者 (基準日 : 令和 6 年 6 月 3 日)

令和 6 年度個人住民税が名古屋市で課税されており、定額減税可能額 (※) が「令和 6 年分推計所得税額」または「令和 6 年度分個人住民税所得割額」を上回り、定額減税しきれない方。

(※) 定額減税可能額

所 得 税 分 = 3 万円 × 減税対象人数

個人住民税分 = 1 万円 × 減税対象人数

減税対象人数 = 納税義務者本人 + 控除対象配偶者及び扶養親族の合計人数
(国外居住者を除き、16 歳未満扶養親族を含む。)

2 支給額

所得税と個人住民税で定額減税しきれなかった額の合計額を 1 万円単位で切り上げた額

3 支給方法

区分	プッシュ形式 (口座情報を事前に確認できた方)	申請書形式 (口座情報を事前に確認できなかった方)
概要	対象世帯あてに「支給のお知らせ」を送付し、変更がなければ手続不要で振込	対象世帯あてに「申請書」を送付し、必要事項を記入して返信後に振込
発送日	令和 6 年 8 月 5 日 (月)	令和 6 年 8 月 1 9 日 (月)
支給開始日	令和 6 年 9 月 3 日 (火)	申請書の返信後 1 ~ 2 か月程度
申請期限	令和 6 年 1 0 月 3 1 日 (木) 消印有効	

4 名古屋市緊急支援給付金コールセンター (給付金に関するお問い合わせ先)

設置期間	令和 6 年 5 月 1 日 (水) ~ 令和 6 年 1 2 月 2 7 日 (金)
電話番号	0 5 0 - 3 1 3 5 - 3 2 6 0
受付時間	平日のみ 午前 9 時 ~ 午後 5 時

(参考) 本市における低所得世帯向け給付金事業まとめ

区分 【対象世帯等】	申請期限	支給額
令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 【令和5年度住民税非課税世帯】 【家計急変世帯】	令和5年9月29日	3万円
令和5年度住民税非課税世帯向け緊急支援給付金(2回目) 【令和5年度住民税非課税世帯】	令和6年2月29日	7万円
令和5年度春の緊急支援給付金 【令和5年度住民税均等割のみ課税世帯】	令和6年5月17日	10万円
令和6年度夏の緊急支援給付金 【令和6年度新たに住民税非課税となる世帯】 【令和6年度新たに住民税均等割のみ課税となる世帯】	令和6年10月31日	10万円
令和6年度定額減税補足給付金(調整給付) 【定額減税の対象であるが、定額減税しきれないと見込まれる方】	令和6年10月31日	減税額を控除しきれない額(1万円単位)

今
回
分

物価高への
暮らし支援

令和6年度

調整給付

定額減税補足給付金

対象者

定額減税の対象であるが、
定額減税しきれないと見込まれる方

※詳細は裏面参照

支給額

定額減税しきれない額 (1万円単位で切り上げ)

申請期限

令和6年10月31日(木)まで

当日消印有効

対象となる方には以下の
いずれかの書類をお送りします。

書類 (※)	発送日	振込予定日
支給のお知らせ	令和6年8月5日	令和6年9月3日
申請書	令和6年8月19日	返信後 1～2か月程度

※給付金の振込を行う口座を事前に名古屋市で把握することができた方（公金受取口座を事前に登録していた方など）には申請不要の「支給のお知らせ」をお送りします。



※以下のいずれかに該当する方は**対象外**

- ① 令和6年1月1日に名古屋市に居住していない
- ② 合計所得金額が1,805万円を超えている
- ③ 令和6年度住民税所得割(定額減税前)と令和6年分所得税(定額減税前)のいずれも課税されていない

名古屋市

支給までの主な流れ

① 名古屋市

氏名・住所を記載した申請書等を、支給対象世帯に送付



② 「支給のお知らせ」が届いた場合

内容の変更がなければ**手続き不要**
※口座変更や辞退があれば、コールセンターへお申出ください

② 「申請書」が届いた場合

申請書に必要事項を記入し、郵送で提出
※**電子申請による手続きもできます**



③ 名古屋市

内容に変更がない場合、お知らせ記載の日に口座振込



③ 名古屋市

審査のうえ、口座振込後、「振込完了のお知らせ」を送付



令和6年9月下旬までに支給対象にもかかわらず書類が届かない方は
コールセンターにお申出ください

○**電子申請をぜひご利用ください。** 申請のお手続きはこちらから▶



紙の申請書に比べて電子申請の方が早期での支給が可能ですので、ご利用ください。

※代理受給を希望される場合は、電子申請をご利用できません。

定額減税の対象であるが、定額減税しきれないと見込まれる方とは

対象者

※右記のいずれかに該当する方が対象

住民税分定額減税可能額＝令和6年度住民税所得割額 > 0

所得税分定額減税可能額＝令和6年分推計所得税額（※）> 0
※令和5年分の所得等から推計

定額減税 可能額

住民税分定額減税可能額＝1万円×減税対象人数（※）

所得税分定額減税可能額＝3万円×減税対象人数（※）

※減税対象人数＝納税義務者本人＋控除対象配偶者（国外居住者は除く）
＋扶養親族（国外居住者を除き、16歳未満扶養親族を含む）

名古屋市緊急支援給付金コールセンター

TEL **050-3135-3260** FAX **052-228-2774**

受付時間（平日のみ）

**9:00～
17:00**



間違い電話が発生していますので、電話番号をよく確認し、おかけ間違いのないようご注意ください。お問い合わせが集中し、コールセンターにつながりにくい場合があります。その場合はお手数ですが、時間等を変えておかけ直してください。

**緊急支援給付金の「振り込め詐欺」や
「個人情報の詐取」にご注意ください！**



◀市公式ウェブサイトはコチラから

名古屋市調整給付

検索